



東京海上日動

海外旅行保険 あんしんガイドブック

2020年4月1日以降始期用*

※2023年5月感染症対応

サービスの詳細は東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）Webサイト（www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004）をご確認ください。



R16

0703-GJ05-07414-202303

D14-41900(5) 修増202305



本ガイドブックには以下の内容を記載しています。

1. 東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先（ご旅行中の病気・ケガ・盗難等のアクシデントの際のご連絡先）
2. 海外旅行中に病院で受診する場合（キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用方法）
3. トラベルプロテクト
4. 保険金の請求手続き
5. 保険期間の延長手続き
6. 海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

利用者限定 と記載されているものは保険証券・保険契約証・被保険者証のいずれかをお持ちの方のみご利用いただけるサービスです。



東京海上日動海外総合サポートデスクへのご連絡はLINE 無料通話もご利用いただけます。詳細は、P.2に記載の「@LINE 無料通話でのご連絡方法」をご確認ください。



その他にも「緊急医療相談サービス」、「こころのカウンセリングサービス」、「お客様特典」等をご用意しております。各種サービスの詳細は弊社Webサイトをご確認ください。

本ガイドブックに掲載しているサービス内容は変更・中止となる場合があります。

1. 東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先 （ご旅行中の病気・ケガ・盗難等のアクシデントの際のご連絡先）

24時間/年中無休

日本語で対応

利用者限定

1 こんなときにお電話ください

下記のような場合に東京海上グループの東京海上インターナショナルアシスタンス社（INTAC）の担当スタッフが、東京で全世界からの電話相談にお応えします。

最寄りの病院の案内・紹介	キャッシュレス・メディカル・サービス*1のご案内
緊急医療相談サービスのご利用	トラベルプロテクト*2のご利用
病人、ケガ人の移送手配	救援者の渡航手続き、ホテル手配のサポート
ご遺体の日本への移送手配	保険金の請求方法に関する各種相談

- * 1 キャッシュレス・メディカル・サービスとは
治療費用を全額保険金でお支払いできる場合に、病院で自己負担することなく治療を受けることができるサービスです。詳細は、P.3をご確認ください。
- * 2 トラベルプロテクトの詳細は、P.4をご確認ください。

2 ご利用にあたってのご注意

a. サービスをおことわりする場合

- たとえば、
- ①ご契約の海外旅行保険のお支払対象とならない病気、ケガ、事故の場合、またはお支払いの対象となる特約をご契約いただいていない場合には、サービスの提供はできません。
 - ②治療費、移送費用等の実費がご契約の保険金額または限度額を超過する場合には、サービスの提供はできません。
 - ③弊社はこのガイドでご案内しているサービスについて保険契約に基づく提供義務を負わず、弊社の判断によりサービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

b. サービス提供について

- たとえば、
- ・戦争等の理由により安全性が確保できない地域、サービス適用地域であっても、通信、交通手段が確保されていない場合にはサービスの提供をお断りすることがあります。
 - ・受付時の現地時間、ご旅行地域によりましては通信・交通機関の混み具合等により、サービスを開始するまでに相当の時間または日数を要する場合があります。
 - ・お客様のご要望によりサービスをご利用いただいた後にご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできないことが判明した場合には、一切の費用はお客様の自己負担となりますので予めご了承ください。

詳細は弊社Webサイトをご確認ください。


ご注意
東京海上日動海外総合サポートデスクでは、保険期間の延長手続きは受付しておりません。延長の手続きはご契約を申し込まれた代理店または弊社営業店にて営業時間内に対応させていただきます。
詳細は、P.5に記載の「5. 保険期間の延長手続き」をご確認ください。

3 ご連絡方法

以下に記載の①～④のいずれかの方法で東京海上日動海外総合サポートデスクにお電話ください。

① フリーダイヤルでのご連絡方法

下表に掲載されている国、地域については、フリーダイヤルを設定しておりますので、東京の東京海上日動海外総合サポートデスクに直接お電話いただけます。

 滞在されている国・地域のフリーダイヤル番号を押してください。

ご注意

電話機の種類によっては、現地の通信事情等によりフリーダイヤルにつながらないことがあります。特に日本から持ち込まれた携帯電話でつながらないことが多く見られます。この場合には、②～④のいずれかの方法でご連絡ください。

北米			
アメリカ合衆国本土 (アラスカを除く)	1-800-446-5571	サイパン	1-866-666-5127
		カナダ	1-800-665-6779
ハワイ	1-800-446-5571	バミューダ諸島	1-800-623-0164
グアム	1-888-841-7905		

中南米	
チリ	1230-020-2474

ヨーロッパ			
アイルランド	1-800-55-8166	デンマーク	8001-0516
イギリス	0800-028-6560	ドイツ	0800-1-81-1391
イタリア	800-8-70715	ハンガリー	06-800-11886
オーストリア	0800-281-284	フィンランド	0800-1-181-33
オランダ	0800-022-5777	フランス	0800-909634
ギリシャ	00-800-8113-0008	ベルギー	0800-1-8115
スイス	0800-55-5692	ポルトガル	800-8-81-127
スウェーデン	020-791-027	ルクセンブルク	8002-2863
スペイン	9009981-64	ロシア	810-800-20041081

アジア			
アラブ首長国連邦	800-081-0-0065	中国	4001-202989
イスラエル	1-80-947-8001	トルコ	00-800-8191-9166
インドネシア	001-803-81-0154	フィリピン	1-800-1-811-0177
韓国	00798-81-1-0068	香港	800-96-6933
シンガポール	800-811-0423	マカオ	0800-449
タイ	001-800-811-0215	マレーシア	1800-80-3072
台湾	0080-181-2233		

オセアニア			
オーストラリア	1-800-146-401	ニュージーランド	0800-44-8461

アフリカ	
南アフリカ共和国	0800-98-3595

ご注意

- ホテル等からお電話いただく場合は、備え付けの電話案内等で外線へつなぐ方法をご確認のうえ、外線番号に続けて上記に記載の番号を押してください。
- 公衆電話からお電話いただく場合は、それぞれの電話機の注意書き等をご確認のうえ、上記に記載の番号を押してください。
- お手持ちの携帯電話からのかけ方や通話料金等の詳細は、ご加入の各携帯電話会社にご確認ください。
- 弊社負担となる料金は、ご滞在中の国と東京の東京海上日動海外総合サポートデスク間の国際通話料のみとなります。たとえば以下のような費用は、お客様のご負担となりますので予めご了承ください。
 - ①滞在中の国以外から持ち込んだ携帯電話の国際ローミング料金
 - ②現地の市内通話料金
 - ③ホテル等で別途発生する利用料金

② LINE 無料通話でのご連絡方法



LINE 無料通話で
ご連絡いただけます



LINEアプリを使ってスマートフォンから無料通話ができるサービスです。下記の弊社のWebサイト上に無料通話の発信ボタンがございますので、アクセスしてください。



www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004/telephone/#anc-2-4

ご注意

- ・パケット通信料はお客様のご負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをお勧めいたします。
- ・東京海上日動海外総合サポートデスクからお客様のLINEアプリへの発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客様が利用可能な滞在先の電話番号へご連絡します。
- ・LINEアプリのトーク機能（チャット）はご利用いただけません。
- ・お客様の滞在エリアによってはご利用いただけない場合があります。
- ・通信環境や端末スペック等により、通話品質に影響が生じる場合があります。
- ・本サービスは、スマートフォンでご利用ください。
- ・本サービスは、LINEアプリをインストールしてからご利用ください。
- ・本サービスは、海外に滞在中のお客様を対象にしております。帰国後の保険金請求に関するお問い合わせは日本国内保険金ご請求・受付専用フリーダイヤル（0120-789-133）をご利用ください。

動作環境

- ・OSやLINEアプリは、最新のバージョンをご利用ください。

サービス休止等

- ・システムメンテナンスのため、一定時間サービスを休止させていただきます。

③ダイヤル直通（通話料お客様負担）でのご連絡方法

通常の通話方式で、電話をかける側が電話料金を負担する方式です。この際、「有料電話でかけている」とことと「折り返しの電話番号」をお伝えいただければ、東京海上日動海外総合サポートデスクよりおかけ直しいたします。

なお、弊社からおかけ直した場合は着信通話についても、ホテルではサービス料が生じたり、携帯電話では国際ローミング料等が生じる場合がありますので、予めご了承ください。



東京の東京海上日動海外総合サポートデスク
(03-6758-2460) にかける時の方法です。

発信地の国際電話識別番号 - **81** - **3** - **6758-2460**

日本の国番号 市外局番 東京海上日動海外総合サポートデスク 番号

ご注意

- ・国際電話識別番号は、国やホテル等によって異なりますので、滞在先でご確認ください。また、携帯電話からおかけになる場合には、ご加入の各携帯電話会社にご確認ください。
- ・市外局番部分（03）の「0（ゼロ）」は付けずに「3」からはじめてください。

④国際コレクトコール（料金受信人払方式）でのご連絡方法

電話を受ける側が料金を負担するサービスです。現地の国際電話局にダイヤルし、電話局の電話オペレーター（交換手）を呼び出し、以下の番号でコレクトコールのお申し込みをしてください。コレクトコールのオペレーターには日本語は通じませんので現地語または英語で依頼することが必要です。



現地の国際電話局にダイヤルし、コレクトコールを指定したうえで

(81)-3-6758-2460

までご連絡ください。

2. 海外旅行中に病院で受診する場合(キャッシュレス・メディカル・サービスのご利用方法)

利用者限定

1 キャッシュレス・メディカル・サービスの利用方法

弊社提携病院で受診する場合*

* 本サービスの提供を受ける場合、提携病院に保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかをお持ちいただくことが必要となります。また、医療機関によっては、パスポートの提示を求められることがあります。

- ① 弊社Webサイト(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004/consultation)に掲載の弊社提携病院に直接電話をして予約をしてください。うまく予約ができない場合はP.2の東京海上日動海外総合サポートデスクへご連絡ください。



「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約」がセットされているご契約のお客様へ

持病の症状の急激な悪化により受診される際は、受診前に東京海上日動海外総合サポートデスクへご連絡ください。なお、この場合にはお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただく場合や、保険金のお支払いにあたり医療確認の同意書のご提出をお願いすることがあります。また、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間について本特約をセットすることはできません。

- ② 保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかを病院にご提示いただき、東京海上日動へ治療費を請求するようお伝えください。この時、必要に応じて病院に下記4の英文を示してください。
- ③ 所定の書面に必要事項(氏名、証券番号等)の記入を求められますので、病院の指示にしたがってください。
- ④ 治療費の負担なく治療が受けられます。

ご注意

上記いずれの医療機関であっても、キャッシュレス・メディカル・サービスが提供できない場合がございますので、予めご了承ください。

2 ご利用にあたっての注意事項

a. お客様の自己負担について

- ① 治療費がご契約の保険金額または限度額を超過する場合は、その超過部分はおお客様の自己負担となります。
- ② サービスをご利用いただいた後にご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできないことが判明した場合には、一切の費用はおお客様の自己負担となります。
- ③ 病院の指示により検査料の負担を求められた場合や薬局で薬を購入した場合等には、それらの費用についてはキャッシュレス・メディカル・サービスの適用はありませんので、一旦お立替のうえ、後日弊社あてにご請求ください。また、通院の為に発生した交通費もお支払対象となる場合がございますので、後日弊社あてにご請求ください。
- b. 治療後にキャッシュレスのお申し出をされた場合、または治療費が少額の場合、病院の都合によりキャッシュレス・メディカル・サービスを受けられない場合がございます。この場合は、ご帰国後保険金のご請求をお願いします。
- c. 提携病院が他の病院を紹介した等、提携病院以外で受診された場合、紹介先の病院等ではキャッシュレス・メディカル・サービスを受けられないことがありますので予めご了承ください。
- d. 提携病院以外の医療機関より、後日お客様宛に治療費用の請求がなされる場合があります。この場合には、P.4に記載の「日本国内保険金ご請求・受付専用フリーダイヤル」にご相談ください。
- e. 医療機関自身の医療過誤につきましては弊社は一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

弊社提携病院以外で受診する場合

- ① 東京海上日動海外総合サポートデスクへご連絡ください。
- ② 以下の事項をオペレーターにお伝えください。

・お名前
・保険証券、保険契約証または被保険者証の番号
・ご契約の内容または契約タイプ
・現地連絡先と電話番号
・ケガの状態、病気の症状等

- ③ サービスが受けられる病院をご紹介します。
- ④ ご紹介した病院にて、所定の書面に必要事項(氏名、証券番号等)の記入を求められますので、病院等の指示にしたがってください。
- ⑤ 治療費の負担なく治療が受けられます。

ご不明な点やお困りのことがある場合には、東京海上日動海外総合サポートデスクへご連絡いただくか、弊社Webサイトをご確認ください。

3 提携病院

弊社提携病院は弊社Webサイト(www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004/consultation/#anc-5)にてご確認ください。東京海上日動海外総合サポートデスクへご連絡ください。(病院一覧へ→)



日本語の通じない病院では、必要に応じて、以下の英文をご提示ください。

4 病院窓口での参考文例(英語)

- a. 弊社提携病院でキャッシュレス・メディカル・サービスをお申し込みになる場合
To the member of MEDRS (Medical Expenses Direct Reimbursement System):
The insured presenting both this leaflet and the insurance certificate or policy would like to receive the service of MEDRS. Our claim agents will pay the medical expenses direct to you.
- b. 弊社提携病院以外の医師に対し、保険金請求のために診断書・治療費用明細書・領収書の作成を依頼する場合
To attending physician:
After seeing the insured at your office, please provide the following documents for them to file a claim with the insurance company:
・ a brief medical report indicating the diagnosis and the treatment (or please fill out "Attending Physician's Statement" section in Insurance Claim Form the insured carries)
・ bills and receipts for the medical cost

3. トラベルプロテクト

本サービスは契約タイプでご契約のお客向けのサービスです。

利用者限定

トラベルプロテクトは快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。トラベルプロテクトのご利用にあたっては東京海上日動海外総合サポートデスクへお電話ください。なお、ご出国前およびご帰国後の日本からのご利用はできません。

電話による通訳 43か国語に対応(2019年6月現在)	手数料無料	海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。
ホテル・航空券に関するサポート	手数料無料	ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。情報提供のみのご利用も可能です。

その他にも「クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート」、「パスポートを紛失・盗難された場合のサポート」、「空港とホテル間の送迎予約・手配」、「旅行関連の安全情報の提供」、「メッセージの伝達」のサービスメニューをご用意しています。

サービス・その他の諸条件の詳細は、弊社Webサイトをご確認ください。

4. 保険金の請求手続き

保険金の請求手続きの際には、保険金請求書等の書類を揃えていただく必要があります。詳細は、本あんしんガイドブックと同梱の『海外旅行保険 保険金請求書』の②「保険金請求に必要な書類（主なもの）」をご確認ください。「スーツケース修理サービス」をご利用の場合は、P.5をご参照ください。

1 日本帰国後に保険金をご請求される場合

日本国内保険金ご請求・受付専用フリーダイヤル

0120-789-133

受付時間：24時間 365日



【フリーダイヤルご利用方法】

時間帯によりご利用方法が異なりますので、ご留意願います。

＜平日午前9時～午後5時の営業時間内の場合＞

- ①ご帰国後、上記フリーダイヤルにダイヤルします。
- ②音声ガイダンスに従い、ご希望の請求手続きを電話機のプッシュボタンで選択します。
- ③弊社担当窓口につながり、受付をいたします。

＜上記時間帯以外の場合＞

- ①ご帰国後、上記フリーダイヤルにダイヤルします。
- ②担当窓口が営業時間外になるため、東京海上日動海外総合サポートデスクにて受付し、請求手続きのご案内をいたします。

ご注意

- ・上記フリーダイヤルは受付専用のフリーダイヤルとなります。受付がお済みのお客様は、受付時に担当窓口からご案内する電話番号までおかけくださいますよう、お願い申し上げます。
- ・海外で滞在中の事故・ケガ・トラブルについてのご相談は、P.1「1. 東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先」をご参照ください。
- ・東京海上日動海外総合サポートデスクにご連絡いただき、サービスを受けられた場合、または「キャッシュレス・メディカル・サービス」を受けられた場合にはご連絡は不要ですが、処方薬購入費、通院交通費等お立て替えいただいている費用がございましたら、上記フリーダイヤルにご連絡いただくか、ご契約を申し込まれた代理店、または下記の保険金請求書類送付先に必要書類を揃えて請求手続きを行ってください。

保険金請求書類送付先

地域（都道府県別）	保険金請求書類送付先
北海道・青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野・新潟・静岡	東京海上日動火災保険株式会社 本店損害サービス第一部 海外旅行保険損害サービス室 〒104-0061 中央区銀座5-3-16 (日動火災・熊本県共同ビル6階) ☎ 03-5537-3590
愛知・岐阜・三重	東京海上日動火災保険株式会社 名古屋損害サービス第一部 火災新種損害サービス第二課 〒460-8541 名古屋市中区丸の内2-20-19 (名古屋東京海上日動ビル7階) ☎ 052-201-9651
富山・石川・福井・京都・滋賀・大阪・奈良・兵庫・和歌山・岡山・広島・山口・島根・鳥取・香川・愛媛・徳島・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	東京海上日動火災保険株式会社 関西損害サービス第一部 火災新種損害サービス第二課 西日本海外旅行保険コーナー 〒541-8555 大阪市中央区高麗橋3-5-12 (淀屋橋東京海上日動ビル9階) ☎ 06-6203-0682

保険金請求にあたってのご注意等詳細は、弊社Webサイトをご確認ください。

2 海外で滞在中に保険金をご請求される場合

ご注意

- ・弊社が提携する世界各地のクレームエージェントにご連絡いただき、請求手続きを行ってください。なお、海外で保険金を請求いただく場合には、保険証券、保険契約証または被保険者証のいずれかが必要となります。
- ・海外で保険金をご請求いただいた場合には、お支払いまでに日数を要しますので、短期間のご旅行の場合には、帰国後にご請求されることをお勧めします。

日本語の通じるクレームエージェント一覧

北米	電話番号／営業時間
北米集中サービスセンター (ロスアンゼルス) 担当国:アメリカ合衆国本土、カナダ ホノルル	1-800-688-8627(フリーダイヤル) (月-金) 7:30-16:30(西海岸時間) 808-550-4668(月-金) 8:30-16:00 (ハワイ州の電話番号について) ・同じ島からは「808」は不要です。 ・他の島からは「1-808-7桁番号」でおかけください。
中南米	電話番号／営業時間
サンパウロ (ブラジル) メキシコシティ (メキシコ)	11-3054-7169 (月-金) 8:30-17:30 55-5278-2152(日本語直通) 55-5278-2100(代表) (月-木) 8:00-17:00、(金) 8:00-16:00
ヨーロッパ(ロシアを含む欧州全域)	電話番号／営業時間
欧州サービスセンター (ロンドン)	+44(イギリス国番号)020-7280-8620 (月-金) 9:00-17:00
アジア	電話番号／営業時間
ジャカルタ (インドネシア) シンガポール バンコク (タイ) 香港	021-572-5772 (月-金) 9:00-17:00 6592-6089 (月-金) 10:00-16:00 02-686-8777 (月-金) 8:30-16:45 2529-4401 (月-金) 9:00-17:15
クアラルンプール (マレーシア) 台北 (台湾)	03-2026-6410(日本語直通) 03-2026-9808(代表・英語のみ) (月-金) 8:30-12:30、13:30-17:30 02-8772-3810 (月-金) 8:30-17:30
オセアニア	電話番号／営業時間
シドニー (オーストラリア) ニュージーランド ※シドニーで対応いたします。	1800-071-557 (オーストラリア国内専用フリーダイヤル) 02-9221-1708 (月-金) 8:30-18:00(シドニー時間) 祝祭日はNSW州の規定による 0800-468-768 (ニュージーランド国内専用フリーダイヤル) (月-金) 8:30-18:00(シドニー時間)

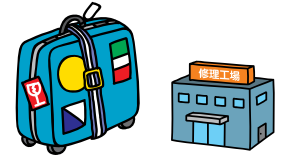
クレームエージェントの住所等の詳細は、弊社Webサイトをご確認ください。

3 「スーツケース修理サービス」をご利用の場合

対象となる特約に免責金額（自己負担額）が設定されているご契約の場合には、ご利用いただけません。

「スーツケース修理サービス」について

携行品損害担保特約または留学生生活用財産損害担保特約をご契約の場合、ご旅行中に破損したスーツケースの修理に際し、修理費（保険金）を弊社が修理会社へ直接支払うことで、お客様に修理費をお立て替えいただくずに済むサービスです。このサービスは、スーツケースの修理会社との提携により提供しています。スーツケースは、以下の手順に沿って「スーツケース修理サービスのご案内書」をお取り寄せいただいた後、修理会社へ直接お送りください。



「スーツケース修理サービス」ご利用手順

- ① 保険金請求書の記入例に沿ってご記入の上、本あんしんガイドブックと同梱の『海外旅行保険 保険金請求書』(P.3)に携行品損害のご請求「スーツケース修理サービスをご希望されますか?」という欄の「はい」にチェック(✓)を付けてください。
- ② 以下の書類を、P.4に記載の保険金請求書類送付先にご郵送ください。
 - (1) 保険金請求書
 - (2) 保険証券、保険契約証または被保険者証（コピーで可）
 - (3) 事故証明書または目撃者の証明（お持ちの場合）
 - (4) 損害物件ご購入時の領収書本紙（お持ちの場合）
- ③ 以下の書類をお客様宛にご郵送いたします。スーツケースは(2)の送付伝票をご利用いただき、修理会社へお送りください。
 - (1) スーツケース修理サービスのご案内書
 - (2) 宅配便の送付伝票（着払い用）
 - (3) 修理会社宛修理依頼書
- ④ ご旅行中に破損したお客様のスーツケースの中へ修理依頼書（記入済みのもの）を入れ、届いた宅配便の送付伝票をご使用のうえ、修理会社宛にお送りください。
- ⑤ 後日、修理がなされたスーツケースが修理会社より返送されます。
- ⑥ 修理費は修理会社と弊社の間で精算させていただきます。

5. 保険期間の延長手続き

旅行日程の変更等による保険期間の延長手続きは、ご契約を申し込まれた代理店または弊社営業店の営業時間内に対応させていただきます。

手続きについて

- 実際のお手続きは、海外では行えません**のでお客様の日本にいるご家族・知人の方に、お客様の代理となって、お客様がご契約を申し込まれた代理店または弊社営業店で延長手続きを行っていただくよう依頼してください。
- 代理の方にご連絡をいただく事項
 - 証券番号、契約証番号または被保険者証番号
 - ご契約者および保険の対象となる方のお名前
 - ご契約の代理店および弊社営業店の名称・コード番号
 - 保険期間（○年○月○日～×年×月×日）
 - 帰国予定日およびご希望の延長期間（△年△月△日まで）



代理店または弊社営業店の連絡先が不明な場合は、東京海上日動カスタマーセンターまでお問い合わせください。

0120-868-100

受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時（年末・年始を除く）

ご注意

- 交通機関の遅延、欠航・運休または到着地変更や、お客様が医師の治療を受けられたこと等により、ご旅行の最終目的地（お客様の住居を含みます。）への到着が遅延した場合には、保険責任の終期はその事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度として自動的に延長されるため、保険期間延長の手続きや追加保険料の払込みは不要です。
- お客様のご契約状況（保険期間・事故件数等）によっては、保険期間延長をお引受けできないことがありますのでご了承ください。
- ご契約されている特約によっては、延長後のご契約にはセットできない場合がありますのでご了承ください。
- お客様の代理の方から弊社へ追加保険料が支払われてお手続きが完了します。追加保険料領収前に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
- 保険期間終了以前にお手続きが完了しない場合には、延長手続きはできなくなりますのでご了承ください。

6. 海外旅行保険のあらまし（主な特約等の概要）

「海外旅行中」とは、保険期間中（保険のご契約期間中）で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※ケガや病気を被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

海外旅行保険のあらましは、主な特約等の概要をまとめたものです。海外旅行保険普通保険約款および特約は、弊社Webサイト（www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/travel/kaigai/guide/2004/#anc-2）をご確認ください。



	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合	
傷害死亡	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。）	傷害死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。 ※ 同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象*1 ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ	
	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	（後遺障害の程度に応じて）傷害後遺障害保険金額の4%～100%*2 ※ 保険期間（保険のご契約期間）を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。 *2 始期日における保険の対象となる方の年齢が70歳以上のご契約は、お支払いの対象が「後遺障害等級表」の第3級以上の支払割合となる後遺障害に限定されます。（「後遺障害等級限定補償特約」が自動セットされます。）。ただし、包括契約に関する特約、企業等の包括契約に関する特約をセットしたご契約については、保険証券、保険契約証または被保険者証に表示がある場合に、この特約がセットされます。	⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） *1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。	
傷害後遺障害	①海外旅行中に病気で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*6により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 *3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り、 *4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または指定感染症*5等をいいます。 *5 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限り、 *6 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。	疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	上記①～④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）	
	④海外旅行中に感染した特定の感染症*8*10により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けた場合 ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分 *7 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り、 *8 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または指定感染症*9等をいいます。 *9 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限り、 *10 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。	■治療費用部分 下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限り、 ※ 日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診察・入院関係費用（医師の処方による薬料費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。） ②治療に伴い必要になった通訳雇入れ費用、交通費 ③義手、義足の修理費（ケガの場合のみ） ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費（1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。） ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用	上記①～④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気（疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。） ・むちうち症・腰痛その他の他覚で医学的他覚所見のないもの ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）	
疾病死亡	①海外旅行中に病気で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*6により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 *3 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り、 *4 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または指定感染症*5等をいいます。 *5 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限り、 *6 保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。	疾病死亡保険金額の全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。	上記①～④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病による死亡（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）	
	■治療費用部分 ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けた場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*7により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けた場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*8*10により、旅行終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けた場合 ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分 *7 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限り、 *8 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症または指定感染症*9等をいいます。 *9 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限り、 *10 保険の対象となる方が治療を開始された時点において規定する感染症をいいます。	■治療費用部分 下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額（下記の費用については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限り、 ※ 日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。 ①医師・病院に支払った診察・入院関係費用（医師の処方による薬料費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。） ②治療に伴い必要になった通訳雇入れ費用、交通費 ③義手、義足の修理費（ケガの場合のみ） ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費（1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。） ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用	上記①～④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気（疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。） ・むちうち症・腰痛その他の他覚で医学的他覚所見のないもの ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）	
治療・救済費用	①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故によりただちに死亡された場合を含みます。） ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、3日以上*11続て入院された場合（病気の発病は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。） ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合 ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤海外旅行中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合 等 ※ お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。 a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 b. 海外において治療を受けた場合に、保険の対象となる方が診療機関に直接支払った費用 c. 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、保険の対象となる方が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、保険の対象となる方が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分 *11 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。	■救済費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*12の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ①捜索救助費用 ②救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救済者3名分まで） ③救済者の宿泊施設の客室料（救済者3名分かつ救済者1名につき14日分まで） ④救済者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で20万円まで） ⑤現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。） ⑥遺体処理費用（100万円まで） *12 6親等内の血族、配偶者*13または3親等内の姻族をいいます。 *13 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。） ①婚姻意思*14を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること *14 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	■救済費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*12の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ①捜索救助費用 ②救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救済者3名分まで） ③救済者の宿泊施設の客室料（救済者3名分かつ救済者1名につき14日分まで） ④救済者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で20万円まで） ⑤現地からの移送費用（払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。） ⑥遺体処理費用（100万円まで） *12 6親等内の血族、配偶者*13または3親等内の姻族をいいます。 *13 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。） ①婚姻意思*14を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること *14 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。	上記①～④、⑥に加え、たとえば ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・治療費用 ・歯科疾病 ・海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ・海外旅行開始前に発病した病気（疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。） ・むちうち症・腰痛その他の他覚で医学的他覚所見のないもの ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用車を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。） ・ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病（特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。）

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合												
応急治療・救済費用	<p>■治療費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。）が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*1により医師の治療を受けた場合</p> <p>■救済費用部分 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気（妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気、不妊症および歯科疾病は含みません。）が原因で、海外旅行中にその症状の急激な悪化*1により3日以上*2続けて入院された場合 *2午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。</p> <p>治療費用部分・救済費用部分共通のご注意 *1 症状の急激な悪化とは？ 海外旅行中に生じたことについて保険の対象となる方が予め予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。 ※ 保険金のお支払い額は、1回の病気につき治療費用部分・救済費用部分合計で300万円限度となります。ただし、治療・救済費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救済費用保険金額を限度とします。 ※ 海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて30日以内に必要となった費用に限り、また、住居（保険の対象となる方が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。 ※ 対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険普通保険約款および特約」をご確認ください。</p>	<p>■治療費用部分 実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額</p> <p>■救済費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、または保険の対象となる方の親族*3の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額 たとえば 救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救済者3名分まで） 救済者の宿泊施設の客室料（救済者3名分かつ救済者1名につき14日分まで） *3 6親等内の血族、配偶者*4または3親等内の姻族をいいます。 *4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、かつ、婚姻とは異なります。） ① 婚姻意思*5を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</p>	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外旅行終了後に治療を開始した場合 治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合 海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。） 海外旅行中も支出することが予定されていた次の費用 たとえば <ul style="list-style-type: none"> 透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用 インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用 温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用 あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用 臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用 眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用 毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用 不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用 												
賠償責任	<p>海外旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害*6を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 *6 主に掲げる損害を含みます。 ・ 宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外におけるセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害 ・ 居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。 ・ レンタル会社よりご契約者または保険の対象となる方が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害</p>	<p>損害賠償金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> *1 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 *2 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め弊社にご相談ください。 *3 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 *4 保険の対象となる方が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 	<p>P.6に記載の③④に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ご契約者または保険の対象となる方の故意 職務遂行に関する（仕事上の）賠償責任 所有・使用・管理する財物の損壊または紛失について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任 航空機、船舶*7、車両*8、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 親族*9に対する賠償責任 *7 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。 *8 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等はお支払いの対象となります。 *9 6親等内の血族、配偶者*10または3親等内の姻族をいいます。 *10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、かつ、婚姻とは異なります。） ① 婚姻意思*11を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *11 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。 												
携行物品損害	<p>海外旅行中に携行品*12が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 *12 携行品とは？ 保険の対象となる方が所有または海外旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品*13をいいます。現金・小切手・クレジットカード・プリペイドカード・電子マネー・商品券・定期券・義歯・コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含みません。また、仕事のために使用するもの・居住施設内（一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内）にある間および別送品は含まれません。 *13 この旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているものを除きます。</p> <p>【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>（携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした）損害額*14</p> <ul style="list-style-type: none"> *1 乗車券等は合計で5万円を限度とします。 *2 旅券については1回の保険事故について5万円を限度とします。 *3 お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不慮による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となる場合があります。 *4 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。 *14 損害額とは？ 損害が生じた携行品の時価額*15とします。修繕可能な場合は修繕費と時価額*15のいずれか低い方とします。自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用（現地にて負担した場合に限り、かつ、交通費、宿泊施設の客室料も含みます。）、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。 *15 時価額とは、再取得価額*16から、使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額をいいます。 *16 再取得価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額をいいます。 	<p>P.6に記載の①～④に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> 無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害 保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い 携行品の置き忘れまたは紛失*17 ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 差し押え、破壊等の公権力の行使（火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊はお支払いの対象となります。） *17 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 												
航空機寄託	<p>① 出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から6時間以内に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合</p> <p>② 乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後6時間以内にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を委託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地もしくは目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合</p>	<p>1回の事故につき3万円（定額）をお支払いします。</p> <p>【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>	<p>P.6に記載の①～④に加え、たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 保険金受取人の法令違反 地震、噴火またはこれらによる津波 												
航空機遅延費用	<p>① 出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合</p> <p>② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設の客室料 ・ 交通費*18 ・ 渡航先での各種サービス取消料 ・ 食事代 <p>*18 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。</p>	<p>1回の事故について、保険の対象となる方が下表のaからcに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>保険の対象となる方が負担した費用</th> <th>お支払い額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a</td> <td>宿泊施設の客室料</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>交通費*18もしくは渡航先での各種サービス取消料</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>食事代</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地（着陸地変更の場合はその着陸地）、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限り、かつ、</p> <p>【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。</p>		保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額	a	宿泊施設の客室料	3万円	b	交通費*18もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円	c	食事代	5,000円	
	保険の対象となる方が負担した費用	お支払い額													
a	宿泊施設の客室料	3万円													
b	交通費*18もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円													
c	食事代	5,000円													

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
旅行変更費用	<p>次のような事由により出国を中止された場合または海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合</p> <p>①死亡・危篤…保険の対象となる方もしくは同行予約者*1(保険の対象となる方とあわせて以下「保険の対象となる方等」といいます。または保険の対象となる方等の配偶者*2もしくは3親等内のご親族が死亡された場合または危篤となられた場合</p> <p>②入院 (1) 保険の対象となる方等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合(出国前の場合は継続して3日以上*4の入院に限ります。) (2) 保険の対象となる方等の配偶者*2または2親等内のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して14日以上入院された場合</p> <p>③遭難…保険の対象となる方等が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または保険の対象となる方等がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難された場合</p> <p>④救助…急激かつ偶然な外来の事故により保険の対象となる方等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態になったと警察等の公的機関によって確認された場合</p> <p>⑤火災等…保険の対象となる方等の居住する建物またはこれに収容される家財が火災、風災、水災等により100万円以上の損害を被った場合</p> <p>⑥裁判…保険の対象となる方等が裁判所の呼出により、証人または評価人として裁判所に出頭される場合</p> <p>⑦地震・テロ行為等…保険の対象となる方等の渡航先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、内乱、暴動またはテロ行為等 ・運送・宿泊機関等の事故または火災 ・渡航先に対する退避勧告等の発出</p> <p>⑧感染症等…保険の対象となる方等に対して日本または外国の官公署の命令が発せられた場合、保険の対象となる方等に対して外国の出入国規制が発せられた場合、保険の対象となる方等が感染症に感染し医師等の指示により医療施設に隔離された場合等</p> <p>⑨避難指示…保険の対象となる方等に対して「災害対策基本法」に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合</p> <p>*1 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約された方で保険の対象となる方と同行される方をいいます。 *2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。) ①婚姻意思*3を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *3 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたって継続する意思をいいます。 *4 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。</p>	<p>ご契約者、保険の対象となる方またはこれらの法定相続人の方が実際に支出した次の費用*5を、旅行変更費用保険金額を限度にその費用の負担者にお支払いします。</p> <p>●出国中止費用 出国中止したことにより支払った次の費用 ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用 ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用 等</p> <p>●中途帰国費用 ①企画旅行の場合 $\text{旅行変更費用} \times \frac{\text{旅行日程のうち、中途帰国した以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}} = \text{保険金} * 7$ ②企画旅行以外の場合 中途帰国したことにより支払った次の費用*7 ・取消料・違約料・旅行業務取扱料その他の名目で旅行会社等に支払った費用 ・査証料、予防接種料等の渡航手続費として支払った費用 等</p> <p>*5 いずれも今後支払うべき費用を含み、払い戻しを受けられる額および出国中止または中途帰国した後でも使用できるものに対する費用を除きます。 *6 旅行変更費用保険金額が旅行代金を上回る場合は、旅行代金を旅行変更費用保険金額とみなします。 *7 次の費用の方が大きい場合は、次の費用をお支払いします。 ・中途帰国のための航空運賃等交通費 ・中途帰国の行程における宿泊費(14日分を限度とし、負担することを予定していた金額等を除きます。)*および国際電話料等通信費等の諸雑費(合計して20万円まで)</p>	<p>①たとえば、次のような事由により、左記「保険金をお支払いする主な場合」の①～⑨のいずれかが生じたことにより負担した費用 ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失 ・保険の対象となる方のけんかや自殺行為、犯罪行為 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*8 ・日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波 ・放射線照射、放射能汚染 等</p> <p>②次の事由による入院 ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病</p> <p>③次の事由による死亡・危篤または入院 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンングライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間に生じたケガまたは病気</p> <p>④保険料額収前またはご契約された日以前に以下のいずれかの事由に該当した場合 ・「保険金をお支払いする主な場合」に記載の各事由に該当していた場合 ・保険の対象となる方または保険の対象となる方等の配偶者*2もしくは1親等の親族について、①死亡・危篤、②入院の原因*9もしくは③感染症等の原因*10が生じていた場合 等</p> <p>*8 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。 *9 死亡・危篤・入院の原因となったケガの発生や病気の発病をいいます。 *10 隔離の直接の原因となった感染症の発病をいいます。</p>
	<p>＜ご契約に関するご注意＞</p> <p>①帰国予定：帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申し込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、予めご了承ください。</p> <p>②旅行先での運動：次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。 ・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)をい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)*搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合 ・旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)*を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。) ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合</p> <p>③旅行先でのお仕事：次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。 ・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合</p>		

＜ご契約に関するご注意＞

- ①帰国予定：帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申し込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、予めご了承ください。
- ②旅行先での運動：次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。
・旅行先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)をい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)*搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
・旅行先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)*を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合
- ③旅行先でのお仕事：次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合

補償の重複に関するご注意

- 賠償責任危険担保特約、治療・救援費用担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*11を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*12
*11 海外旅行保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。
*12 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

日本国内保険金ご請求・受付専用フリーダイヤル	☎ 0120-789-133 受付時間：24時間・365日
ご契約内容に関するお問い合わせや変更(保険期間の延長、解約等)に関するご連絡	ご契約の代理店にご連絡いただけますようお願い申し上げます。 なお、ご連絡先がご不明な場合は、下記「東京海上日動カスタマーセンター」にてお調べいたします。
東京海上日動カスタマーセンター	上記以外のお問い合わせ・ご相談窓口 ☎ 0120-868-100 受付時間：平日・土日祝 午前9時～午後6時(年末・年始を除く)